

条例及び規則に基づく処分
に関する基準等について

(国民健康保険関係分)

神 戸 市

目 次

I 申請に対する処分

1	一部負担金の減免又は徴収猶予	1
2	出産育児一時金の支給	4
3	葬祭費の支給	5
4	新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に対する傷病手当金	6
5	後期高齢者医療制度への移行に伴う 保険料の軽減	7
6	非自発失業者に係る保険料軽減	10
7	所得の申告	12
8	保険料の徴収猶予	13
9	保険料の減免	14

II 不利益処分

1	保険料の延滞金徴収	29
2	一部負担金の減免の取消し	30
3	一部負担金の徴収猶予の取消し	31
4	保険料の徴収猶予の取消し	32

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	一部負担金の減免又は徴収猶予		
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）		
条 項	第 7 条		
関係条項	神戸市国民健康保険条例施行規則第 5 条（申請手続等）		
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は別添のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準		
	設定・最終変更年月日	平成 8 年 7 月 1 日設定	令和 6 年 1 2 月 2 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 1 5 日・ 日 （申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	〔内訳と機関名〕		
	経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 1 5 日・ 日 （ なし ） （ なし ） （ 区役所・支所 ）		
	設定・最終変更年月日	平成 8 年 7 月 1 日設定	令和 3 年 7 月 2 9 日最終変更
作成部局・課名	福祉局国保年金医療課（電話322－5206）		

一部負担金の減免・徴収猶予

○ 趣旨

一部負担金の減額・免除・徴収猶予措置は、災害等の特別の事由に該当し、かつ多額の医療費を要する疾病を負い、生活困窮によりその一部負担金の支払いが困難なことから一時的に医療の確保が困難となる場合に限り、医療保険制度の中で一時的・例外的に認められている制度である。

○ 対象世帯

利用しうる資産等の活用を図ったにもかかわらず生活保護の適用基準をわずかに超えるなど生活困難と認められかつ、現に被保険者が疾病を負い、一部負担金を減額または免除または徴収猶予しなければ一時的に医療の確保が困難な世帯について適用する。

○ 適用基準

世帯員全員の实収月額を生活保護における基準生活費（以下「基準生活費」という）と比較し、次のとおり適用する。

- ・実収月額が、基準生活費 $\times 1,155/1,000 \times 115\%$ 以下の場合

→ 一部負担金の免除を適用。

- ・実収月額が、基準生活費 $\times 1,155/1,000 \times 115\%$ を超え、基準生活費 $\times 1,155/1,000 \times 130\%$ 以下の場合

→ 一部負担金の減額を適用。

- ・減額割合は、下記により適用する。

① 一部負担金充当可能額（円未満切り捨て）＝実収月額－基準生活費 $\times 1,155/1,000 \times 115\%$

② 一部負担金不足額＝一部負担金所要見込み額－①

③ 一部負担金減額割合＝②÷一部負担金所要見込み額

一部負担金減額割合		一部負担金減額適用割合
0 超	0. 1 5 未満	1 割
0. 1 5 以上	0. 2 5 未満	2 割
0. 2 5 以上	0. 3 5 未満	3 割
0. 3 5 以上	0. 4 5 未満	4 割
0. 4 5 以上	0. 5 5 未満	5 割
0. 5 5 以上	0. 6 5 未満	6 割
0. 6 5 以上	0. 7 5 未満	7 割
0. 7 5 以上	0. 8 5 未満	8 割
0. 8 5 以上		9 割

- ・実収月額が、基準生活費 $\times 1,155/1,000 \times 130\%$ を超え、

（基準生活費 $\times 1,155/1,000 \times 130\% +$ 一部負担金所要見込み額）以下の場合

→ 一部負担金の徴収猶予を適用。

○ 減額・免除・徴収猶予の適用期間

・ 減額・免除の適用期間

申請時点から3ヵ月以内の期間に限り減額・免除を適用する。

・ 徴収猶予の適用期間

申請時点から3ヵ月以内の期間に限り徴収猶予を適用し、徴収猶予期間は6ヵ月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者は、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内とする。

《参考》

国民健康保険法

第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 一部負担金を減額すること。

(2) 一部負担金の支払を免除すること。

(3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 略

3 略

神戸市国民健康保険条例

第7条 市長は、特別の理由により、法第42条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による医療を受けることができる者を除く。）に対し、一部負担金を減免し、又は保険医療機関若しくは保険薬局（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	出産育児一時金の支給		
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）		
条 項	第 9 条		
関係条項	神戸市国民健康保険条例施行規則第 7 条（申請手続き）		
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	1 被保険者資格のある期間内の出産であること。 2 妊娠 4 ヶ月（85日）以上のお産であること。 3 出産は、妊娠 4 ヶ月以上であれば、流産、死産、人工妊娠中絶を問わない。 4 出産は、婚姻関係によらないものでもさしつかえない。 5 被保険者が外国において出産した場合も支給する。 6 双生児等の出産は、胎児数に応じて支給する。 7 他の健康保険で出産育児一時金が支給される場合には、国民健康保険の出産育児一時金の支給は行わない。	
	設定・最終変更年月日	平成 8 年 7 月 1 日設定	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 1 月・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	〔内訳と機関名〕		
	経由機関 日・月 （ なし ）（ なし ）（ 区役所・支所 ）	協議機関 日・月	処分機関 1 月・月
	設定・最終変更年月日	平成 8 年 7 月 1 日設定	令和 3 年 7 月 2 9 日最終変更
作成部局・課名	福祉局国保年金医療課（電話322-5206）		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	葬祭費の支給		
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）		
条 項	第10条		
関係条項	神戸市国民健康保険条例施行規則第8条		
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	1 被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に支給する。（死亡の理由を問わない） 2 単身世帯の被保険者が死亡し、同居人・隣人・友人等が現に葬祭を行った場合は、その葬祭を行った者に対して支給する。 3 第3者の行為による死亡の場合で、葬祭に要した費用を加害者から受領している場合には支給しない。 4 他の健康保険で葬祭費に相当する給付が支給される場合は支給しない。	
	設定・最終変更年月日	平成8年7月1日設定	平成20年4月1日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 1 月 1 日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	〔内訳と機関名〕		
	経由機関 日・月 （ なし ）	協議機関 日・月 （ なし ）	処分機関 1 月 1 日 （ 区役所・支所 ）
	設定・最終変更年月日	平成8年7月1日設定	令和3年7月29日最終変更
作成部局・課名	福祉局国保年金医療課（電話322-5206）		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金		
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）		
条 項	第10条の2		
関係条項	神戸市国民健康保険条例第10条の3、第10条の4		
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は以下のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	神戸市国民健康保険条例 第10条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までの期間について、傷病手当金を支給する。 ② 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 ③ 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。	
	設定・最終変更年月日	令和3年7月29日設定 令和 年 月 日最終変更	
	標準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 1 日・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。） 〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 1 日・月 （ なし ） （ なし ） （ 区役所・支所 ）
	設定・最終変更年月日	令和3年7月29日設定 令和 年 月 日最終変更	
作成部局・課名		福祉局国保年金医療課（電話322-5206）	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の軽減			
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）			
条 項	第23条の2			
関係条項	神戸市国民健康保険条例施行規則第13条の3			
審 査 基 準	該 当 に ○	1 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。		
	審 査 基 準	神戸市国民健康保険条例 第23条の2 1 市長は、次のいずれにも該当すると認める者に係る保険料を軽減する。ただし、資格取得日（被保険者の資格を取得した日をいう。以下同じ。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。 (1) 資格取得日において、65歳以上である者 (2) 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格取得日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者 ア 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 イ 船員保険法の規定による被保険者 ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。		
	設定・最終変更年月日	令和3年7月29日設定		令和 年 月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 <u>2</u> 月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。） 〔内訳と機関名〕 経由機関 1 日・ <u>1</u> 協議機関 日・月 処分機関 2 月・ <u>1</u> （ 区役所・支所 ）（ なし ）（ 神戸市 ）		
	設定・最終変更年月日	令和3年7月29日設定		令和 年 月 日最終変更
作成部局・課・係名	福祉局国保年金医療課（電話322-5206）			

- 2 前項の規定により保険料の軽減を受けようとする者は、資格取得日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に、前項に掲げる者のいずれかに該当することを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所
 - (2) 国民健康保険の資格を取得した日
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、職権で保険料を軽減することができる。

神戸市国民健康保険条例施行規則

第13条の3 市長は、条例第23条の2第1項に該当すると認める者について、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を軽減する。

- (1) 条例第23条の2第1項第1号及び第2号のいずれにも該当する者(条例第18条の2第1項及び第2項に該当する者を除く。) 当該年度分の所得割額に相当する額及び被保険者均等割額の5割に相当する額の合算額
 - (2) 条例第18条の2第1項並びに条例第23条の2第1項第1号及び第2号のいずれにも該当する者 当該年度分の所得割額に相当する額
 - (3) 条例第18条の2第2項並びに条例第23条の2第1項第1号及び第2号のいずれにも該当する者 当該年度分の所得割額に相当する額及び被保険者均等割額の5割に相当する額の合算額から第10条の2第2項第1号の額を控除した額
- 2 市長は、条例第23条の2第1項第1号及び第2号のいずれにも該当すると認める者のみが被保険者である世帯(条例第15条第1項第3号アに規定する特定世帯及び特定継続世帯並びに条例第18条の2第1項の規定の適用を受ける世帯を除く。)について、世帯別平等割額の5割に相当する額を軽減する。ただし、当該世帯に属する被保険者が条例第18条の2第2項に該当するときは、当該額から第10条の2第2項第2号の額を控除した額を軽減する。
- 3 市長は、条例第23条の2第1項第1号及び第2号のいずれにも該当すると認める者のみが被保険者である世帯(条例第15条第1項第3号アに規定する特定世帯及び条例第18条の2第1項の規定の適用を受ける世帯を除き、条例第15条第1項第3号アに規定する特定継続世帯に限る。)について、次の各号に掲げる区分に応じ、世帯別平等割額からそれぞれ当該各号に定める額を軽減する。
- (1) 当該世帯に属する被保険者が条例第18条の2第2項に該当するとき。 アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額
 - ア 条例第15条第1項第3号イ又はウに掲げる世帯以外の世帯の世帯別平等割額(条例第18条の2の規定に基づく減額及び前項の規定に基づく軽減を行う前の世帯別平等割額をいう。)の5割に相当する額
 - イ 条例第15条第1項第3号イ又はウに掲げる世帯以外の世帯の世帯別平等割額(条例第18条の2の規定に基づく減額及び前項の規定に基づく軽減を行う前の世帯別平等割額をいう。)から条例第15条第1項第3号ウに掲げる世帯の世帯別平等割額(条例第18条の2の規定に基づく減額を行った後の世帯別平等割額をいう。)を控除して得た額
 - (2) 当該世帯に属する被保険者が条例第18条の2第2項に該当しないとき。 アに掲げる額からイ

に掲げる額を控除した額

ア 条例第 15 条第 1 項第 3 号イ又はウに掲げる世帯以外の世帯の世帯別平等割額(条例第 18 条の 2の規定に基づく減額及び前項の規定に基づく軽減を行う前の世帯別平等割額をいう。)の 5 割に相当する額

イ 条例第 15 条第 1 項第 3 号イ又はウに掲げる世帯以外の世帯の世帯別平等割額(条例第 18 条の 2の規定に基づく減額及び前項の規定に基づく軽減を行う前の世帯別平等割額をいう。)から条例第 15 条第 1 項第 3 号ウに掲げる世帯の世帯別平等割額を控除して得た額

- 4 前 3 項の規定による保険料の軽減額の算定は、条例第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条の 3及び第 15 条の 4の規定により算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)並びに条例第 15 条の 8、第 15 条の 9、第 15 条の 12及び第 15 条の 13の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。)ごとに行い、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額ごとに算定した額の合算額を当該年度に軽減するものとする。
- 5 前各項の規定により保険料の軽減額を算定する場合において、10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、基礎賦課額に係る保険料の軽減にあつては条例第 15 条の 5の基礎賦課限度額(以下「基礎賦課限度額」という。)が第 1 項から第 3 項までの規定により軽減して得られた基礎賦課額より低いときは基礎賦課限度額を、後期高齢者支援金等賦課額に係る保険料の軽減にあつては条例第 15 条の 14の後期高齢者支援金等賦課限度額(以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。)が第 1 項から第 3 項までの規定により軽減して得られた後期高齢者支援金等賦課額より低いときは後期高齢者支援金等賦課限度額を、それぞれ当該年度の軽減後の保険料の額とする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	非自発的失業者に係る保険料軽減		
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）		
条 項	第23条の 3		
関係条項	国民健康保険法施行令第29条の 7 の 2		
該 当 に ○	1 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。		
審 査 基 準	神戸市国民健康保険条例 第23条の3 1 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び第18条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第18条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「つについては、同法」とあるのは「つについては、地方税法」とする。 2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。 (1) 世帯主の氏名及び住所 (2) 特例対象被保険者等の氏名 (3) 特例対象被保険者等が離職した年月日 (4) 特例対象被保険者等が離職した理由 3 前項の規定による届出の際に、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。		
	設定・最終変更年月日	令和 3 年 7 月 2 9 日 設定	令和 年 月 日 最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 <u>2</u> 月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。） 〔内訳と機関名〕 経由機関 1 日・ <u>1</u> 協議機関 日・月 処分機関 2 月・ <u>1</u> （ 区役所・支所 ）（ なし ） （ 神戸市 ） 設定・最終変更年月日 令和 3 年 7 月 2 9 日 設定 令和 年 月 日 最終変更	
作成部局・課・係名	福祉局国保年金医療課（電話322-5206）		

《参考》

国民健康保険法施行令

第29条の7の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項第四号中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」と、同条第五項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号及び第三号において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。

2 前項に規定する特例対象被保険者等とは、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）に係る同法第四条第二項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。）をいう。

一 雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者

二 雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者であつて受給資格を有するもの

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	所得の申告		
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）		
条 項	第24条		
関係条項	神戸市国民健康保険条例施行規則第10条の3		
審 査 基 準	該 当 に ○	1 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	神戸市国民健康保険条例 第24条 市長は、保険料の賦課徴収について必要があると認めるときは、規則の定めるところによつて保険料の納付義務者に対し、申告又は報告をさせることができる。 神戸市国民健康保険条例施行規則 第10条の3 市長は、前条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が不明である世帯については、当該世帯に係る保険料の納付義務者に対し所得に関する申告を求めるものとする。	
	設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	令和3年7月29日設定 令和 年 月 日最終変更	
	標 準 処 理 期 間	標準処理期間 総期間 <u>2</u> 月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。） 〔内訳と機関名〕 経由機関 1 日・ <u>1</u> 協議機関 日・月 処分機関 2 月・ <u>1</u> （ 区役所・支所 ） （ なし ） （ 神戸市 ）	
設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	令和3年7月29日設定 令和 年 月 日最終変更		
作成部局・課・係名	福祉局国保年金医療課（電話322-5206）		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保険料の徴収猶予		
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）		
条 項	第22条第1項		
関係条項	神戸市国民健康保険条例施行規則第13条の4		
審 査 基 準	該 当 に ○	1 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	神戸市国民健康保険条例 第22条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができる。 （1）納付義務者がその資産について災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 （2）納付義務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。 （3）納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 （4）納付義務者がその事業又は業務について大きな損害を受けたとき。 （5）前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。 2 略	
	基 準		
	基 準		
設定・最終変更年月日		平成8年7月1日設定	令和3年7月29日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 <u>15日・日</u> （申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	〔内訳と機関名〕		
	経由機関 日・月 （ なし ）（ なし ）（ 神戸市 ）	協議機関 日・月	処分機関 15日・ 日
	設定・最終変更年月日		平成8年7月1日設定
作成部局・課・係名		福祉局国保年金医療課（電話322-5206）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	保険料の減免			
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）			
条 項	第23条第 1 項			
関係条項	神戸市国民健康保険条例施行規則第13条及び第13条の 2，第13条の 3 など			
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は以下のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。		
		次の(1)から(4)のいずれかに該当する世帯のうち、生活が著しく困難であると認められる世帯を対象として保険料の減免を行います。 (1)所得激減世帯 世帯の実収月額から一時所得・譲渡所得等を差し引いた金額が24万5,000円以下で、かつその実収月額が当該年度賦課基準実収月額から一時所得等を差し引いた金額に対比して0.5以下である世帯を対象とします。ただし、非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等の属する世帯については、非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに本減免を適用した場合の計算保険料が非自発的失業者負担軽減措置を適用した保険料を下回る世帯に限ります。また、賦課限度額を適用する前の計算保険料額から計算減免額を控除しても、なお賦課限度額を上回る世帯は減免の対象となりません。 ※ 実収月額とは 当該年の1カ月当たり所得の見込み額（条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用しないで算定した場合の合算額とする。）の見込額に12分の1を乗じて得た金額） ※ 当該年度賦課基準実収月額とは 当該年度の市県民税の賦課の基礎となった所得について、条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用しないで算定した場合の合算額とする。）に12分の1を乗じて得た金額		
		設定・最終変更年月日	平成 8 年 7 月 1 日設定	令和 3 年 7 月 2 9 日最終変更
	標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 <u>2</u> 月 ・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。） 〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 2 月 ・月 （ なし ）（ なし ）（ 神戸市 ）	
	設定・最終変更年月日	平成 8 年 7 月 1 日設定	令和 3 年 7 月 2 9 日最終変更	
作成部局・課・係名		福祉局国保年金医療課（電話：322-5206）		

(2) 災害世帯

震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害、火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、または害虫などの生物による異常な災害により、次に掲げる財産が2割以上の損害または床上浸水による損害をうけた世帯のうち、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の被災した日の属する年度に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の減額判定所得が1,000万円以下である世帯を対象とします。

(3) 低所得世帯

次のいずれかに該当する世帯を対象とします。

① 実収月額が43万円（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える）とその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に国民健康保険法施行令第29条の7で定める金額を乗じた額との合算額に12分の1を乗じて得た金額（ただし1円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）以下である世帯

② 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等の属する世帯については、非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに本減免を適用した場合の計算保険料が非自発的失業者の負担軽減措置を適用した保険料を下回る世帯

③ 当該年度において、条例第18条の2第1項及び第2項に規定する低所得世帯にかかる減額措置を受けた世帯または受けるべき世帯については、減額措置を適用せずに本減免を適用した場合の保険料が減額措置を適用した保険料を下回る世帯

④ 条例第7条により一部負担金を減額又は免除された世帯

(4) 一部負担金を減額または免除された世帯にかかる減免

一部負担金を減額または免除された世帯を対象とします。ただし、条例第18条の2に基づく保険料の減額が適用されている世帯を除きます。

(5) 法59条にかかる減免

国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当することにより給付制限を受ける者で、かつその期間が2ヵ月を超えるものを対象とします。

神戸市国民健康保険条例

第23条 市長は、災害、貧困等により生活が著しく困難である者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

神戸市国民健康保険条例施行規則

第13条 条例第23条第1項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（条例第23条の3第1項の規定を適用しないで算定した場合の合算額とする。以下この条において同じ。）の見込額から所得税法（昭和40年法律第33号）第33条に規定する譲渡所得の金額、同法第34条に規定する一時所得の金額及び条例第18条の2第1項に規定する他の

所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「所得激減による減免の判定に用いる所得から控除する額」という。）を除いた額に 12 分の 1 を乗じて得た金額が 24 万 5,000 円以下で、かつ、当該年度の市県民税の賦課の基礎となつた所得について条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額から所得激減による減免の判定に用いる所得から控除する額を除いた額に 12 分の 1 を乗じて得た金額に比して 5 割以下の場合（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）

（2） 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

ア 災害により、次に掲げる財産について、2 割以上の損害又は建物の床上浸水による損害を受けた場合

（ア） 被保険者及び特定同一世帯所属者が現実に居住のために使用している住宅又は宅地

（イ） 被保険者及び特定同一世帯所属者が主たる生業を維持するために有する田畑、家屋その他事業の用に供する固定資産

（ウ） 被保険者及び特定同一世帯所属者が主たる生業を維持するために有する家財、機械、器具その他の資産（（イ）に掲げるものに準ずる価値を有するものに限る。）

イ その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の被災した日の属する年度に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の所得について、条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が 1,000 万円以下の場合

（3） その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額の見込額に 12 分の 1 を乗じて得た金額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に 52 万円を乗じて得た額を加算した金額に、12 分の 1 を乗じて得た金額以下の場合（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）

（4） 条例第 7 条に規定する一部負担金の減免を受けた場合

（5） 被保険者が、法第 59 条各号のいずれかに該当し、その期間が 2 箇月を超える場合

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

第 13 条の 2 前条の規定による減免額の算定等については、福祉局長が定める。

神戸市国民健康保険料減免取扱要綱（令和 3 年 4 月 1 日福祉局長決定）…別紙のとおり

《参考》

神戸市国民健康保険条例

第 18 条の 2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所

得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定について同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第 1 号に掲げる金額に第 2 号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条又は第 15 条の 2 の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

- (1) 地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次項において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)
- (2) 当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に次号に掲げる金額を乗じて得た金額
- (3) 令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされている金額

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第 1 号に掲げる金額に第 2 号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条又は第 15 条の 2 の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

- (1) 地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以

上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)

(2) 当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に次号に掲げる金額を乗じて得た金額

(3) 令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされている金額

第7条 市長は、特別の理由により、法第42条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))の規定による医療を受けることができる者を除く。)に対し、一部負担金を減免し、又は保険医療機関若しくは保険薬局(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。)に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

国民健康保険法

第59条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給(以下この節において「療養の給付等」という。)は、行わない。

1. 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
2. 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

福祉局長決定

平成 18 年 4 月 1 日

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 23 年 4 月 1 日一部改正

平成 24 年 9 月 1 日一部改正

平成 26 年 6 月 1 日一部改正

平成 27 年 6 月 19 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

神戸市国民健康保険料減免取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市国民健康保険条例（昭和 35 年 10 月 19 日条例第 24 号。以下「条例」という。）

第 23 条及び神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和 35 年 12 月 27 日規則第 75 号。以下「規則」という。）第 13 条に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免に関し、規則第 13 条の 2 に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非自発的失業者負担軽減措置 条例第 23 条の 3 第 1 項の規定による非自発的失業者の負担軽減措置をいう。
- (2) 実収月額 当該年の 1 箇月当たり所得の見込み額（条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用しないで算定した場合の合算額とする。）の見込額に 12 分の 1 を乗じて得た金額）をいう。
- (3) 賦課基準所得 当該年度の市県民税の賦課の基礎となった所得について、条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用しないで算定した場合の合算額とする。）をいう。
- (4) 減額判定所得 条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用して算定した場合の合算額とする。）をいう。
- (5) 算定用所得額 条例第 14 条第 1 項に規定する「基礎控除後の総所得金額等」をいう。

(6) 一時所得等 所得税法第 33 条に規定する譲渡所得の金額、同法第 34 条に規定する一時所得の金額及び条例第 18 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区分して計算される所得（譲渡所得、一時所得、上場株式に係る配当所得、土地等に係る事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額、条例適用配当等）の金額の合計額をいう。

(7) 給与所得者等 給与所得を有する者（前年中に条例 10 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入額が 55 万円を超える者に限る。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳以上未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）をいう。

（減免対象世帯）

第 3 条 条例第 23 条第 1 項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者とは、次の各号のいずれかに該当する世帯の納付義務者をいう。

（1）所得激減世帯

世帯の一時所得等の金額を除いた実収月額が 24 万 5 千円以下で、かつ、当該年度賦課基準所得から一時所得等の金額を除いた金額に 12 分の 1 を乗じて得た金額と対比して 0.5 以下である世帯。

ただし、非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等の属する世帯については、非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに本減免を適用した場合の計算保険料が非自発的失業者負担軽減措置を適用した保険料を下回る世帯に限る。

（2）災害世帯

震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害、火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、または害虫などの生物による異常な災害により、次に掲げる財産が 2 割以上の損害または床上浸水による損害をうけた世帯のうち、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の被災した日の属する年度に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の減額判定所得が 1,000 万円以下である世帯。

ただし、大規模事故などについて全市的支援を行う場合などは、その都度災害ごとに取扱いを局において検討する。

ア その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が現実に居住のために使用している住宅又は宅地

イ その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が主たる生業を維持するために有する田畑、家屋その他事業の用に供する固定資産

ウ その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が主たる生業を維持するために有する家財、機械、器具その他の資産（イに掲げるものに準ずる価値を有するものに限る。）

（3）低所得世帯

実収月額が 43 万円（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合、当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加える）とその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に 54 万円を乗じた額との合算額に 12 分の 1 を乗じて得た金額（ただし 1 円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）以下である世帯。

ただし、非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等の属する世帯については、非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに本減免を適用した場合の計算保険料が非自発的失業者の負担軽減措置を適用した保険料を下回る世帯に限る。

(4) 一部負担金減免世帯

一部負担金を減額または免除された世帯。ただし、条例 18 条の 2 に基づく保険料の減額が適用されている世帯を除く。

(5) 法第 59 条該当者のいる世帯

国民健康保険法（以下「法」という。）第 59 条による給付制限を受ける者で、その期間が 2 カ月間を超える者がいる世帯。

(複数の減免事由の重複適用)

第 4 条 同一世帯において、低所得世帯と所得激減世帯の両方に該当するときは、年間保険料がより低額ないずれか 1 件のみに該当するものとする。

2 同一世帯において、一部負担金減免世帯と所得激減世帯の両方に該当するときは、年間保険料がより低額ないずれか 1 件のみに該当するものとする。

3 同一世帯において、低所得世帯と一部負担金減免世帯の両方に該当するときは、年間保険料がより低額ないずれか 1 件のみに該当するものとする。

(減免の申請)

第 5 条 減免の申請は、条例第 23 条第 2 項及び規則第 13 条の 4 第 1 項の規定によるものとする。

2 同規定により、申請書に添付する「減免を受けようとする理由を証明する書類」とは次に掲げる書類をいう。

ア 退職証明書等の退職の事実及び退職日、または、事業の休廃止が確認できる書類

イ 給与証明書等の収入状況の確認できる書類

ウ リ災証明書

エ その他申請事由を証明する書類

3 保険料減免は納付義務者の保険料負担能力に着目して適用する点を勘案し、申請の受付は、当該年度の保険料が決定・通知された後に行うものとする。

ただし、第 3 条各号の要件に該当する可能性がある場合においては、賦課決定前であっても申請があった日を申請日として申請の受付をすることができる。（審査、決定に関しては保険料額決定後となることに留意する）。なお、賦課決定前に申請を受ける場合において、条例第 23 条第 2 項(2)の「保険料の額」は、賦課決定前の概算保険料を含むものとする。

4 申請の期限は、条例第 23 条第 2 項の規定により、保険料の減免を受けようとする最初の納期の納期限前 7 日までとする。ただし、上記の期限を経過した後に申請があった場合においても、事情がやむをえないと認められるときはこの限りでない。

5 減免事由が翌年度以降に継続する場合において、引き続き減免を必要とするときは、翌年度においてあらためて保険料の減免の申請を行うこととする。ただし、災害世帯についての減免期間は前年度の減免月と合算して 6 カ月を超えることはできない。

6 減免の申請をする者が減免の申請事項について、非協力的または消極的であるため事実の確認が困難であるときは、申請を却下することができるものとする。

7 一部負担金を減額または免除された世帯の保険料の減免申請については、一部負担金の減免申請を保険料の減免申請とみなす。

- 8 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等がいる世帯が本減免の適用を受けたのち、当該特例対象被保険者が資格喪失した場合において、その世帯が引き続き減免対象となる場合は、減免率の見直しを行う。

(減免対象世帯の認定方法)

第 6 条 保険料の減免事由の発生の確認は、原則として申請書に添付する「減免を受けようとする理由を証明する書類」(以下「添付書類」という。)により行う。

- 2 実収月額の確認は、家族構成・年令・職業及び生活状況等からみて申請書の実収月額と添付書類が事実と相違ないか確認することにより行う。
- 3 実収月額の算定にあたっては、特例対象被保険者等であっても給与所得を 100 分の 30 とみなさない。
- 4 実収月額は、原則として申請を行う日の前 3 カ月の世帯の被保険者及び特定同一世帯所属者全員の所得合計を月平均して算出する。

ただし、不特定或いは不定期の収入がある世帯で 3 カ月の収入で判定することが適切でない場合は、6 カ月ないし 1 カ年の平均収入月額によって実収月額を算出することとする。

また、減免事由発生日から 3 カ月以内に申請があった場合で、申請日前 3 カ月間の平均収入月額によって実収月額を算出することが適切でなく、申請日以降も収入状況に変化がないと見込まれるときは、申請日前、2 カ月または 1 カ月の平均収入月額によって実収月額を算出することができる。

- 5 災害世帯の認定は、「り災証明書」又は「り災届証明書」等により行う。
- 6 低所得世帯についての減免の申請があった場合には、まず減額の適用を検討したうえで(前年中所得金額が不明である場合には、申告を求める。)、当該減免により計算上減じる額から減額措置により減ずる額を控除してなお余りがある世帯を対象として実収月額の申告を求めることとする。
- 7 一部負担金の減額または免除された世帯の実収月額及び認定については、一部負担金の減額または免除の認定方法に準じて取り扱うものとする。
- 8 法第 59 条該当者のいる世帯について減免申請があった場合は、その期間が 2 カ月を超えることが明らかであるかどうかを証明書等により確認し、その事由が消滅した場合は、必ずその届出を誓約させることとする。

(減免の承認等決定通知)

第 7 条 保険料の減免の承認及び不承認並びに決定通知は、条例第 23 条及び規則第 13 条の 4 第 2 項の規定により行うこととする。ただし、保険料の減免の申請を承認した場合において保険料の減免にかかる変更の納入通知書を発行するときは、「国民健康保険料減免承認通知書」を省略することができる。

(保険料の減免対象及び減免額の算定)

第 8 条 第 3 条各号の要件に該当する世帯の保険料の減免対象及び減免額の算定方法は以下のとおりとする。

(1) 所得激減世帯

ア 保険料の所得割額のみについて減免を行い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額は減免を行わない。

イ 減免額は、その世帯にかかる所得割額に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。次の表中の前年所得は、当該年度賦課基準所得に 12 分の 1 を乗じて得た金額を用いる。

前年所得との対比率（実収月額÷前年所得）	減免率
0.3 以下	7 割
0.3 を超え，0.4 以下	6 割
0.4 を超え，0.5 以下	5 割

ウ 所得激減世帯の認定において，当該年度賦課基準所得とその翌年度賦課基準所得を対比して 0.5 以下である世帯から減免申請時に，事実発生日以降の収入状況が確認できる書類を提出することができない場合は，国民健康保険台帳から算出した所得対比率により，事実発生日の属する月から適用することができる。

エ 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者の属する世帯の減免率は，次の計算式により求めた割合（1 割未満の端数は 1 割に切り上げる）とする。

（「非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けた保険料」－「非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに所得割額を次の表に掲げる区分に従いその該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免した場合の計算保険料」）÷「非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けた保険料の所得割額」

(2) 災害世帯

ア 保険料のすべての区分（所得割額，被保険者均等割額及び世帯別平等割額）について減免を行う。

イ 保険料の減免額は，その世帯にかかる保険料のすべての区分に次の表に掲げる区分にしたがい，その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。

損害程度の判定は，区長及び消防署長の発行する「り災証明書」及び「り災届証明書」の記載内容により行う。損害程度の判定を火災における水損等「り災証明書」等の記載により行うことができない場合は損失直前の時価による損害額を損失直前の時価と対比して行う。大規模災害時等において，「り災証明書」等の記載が「全壊・半壊・全焼・半焼・大規模半壊・流失」とのみ記載されている場合は，5 割以上の損害があったとする。

損害程度	被災当時のその世帯の被保険者 及び特定同一世帯所属者の減額判定所得			
	～100 万円	～500 万円	～1000 万円	1000 万円超
2 割以上～5 割未満 又は，床上浸水	7 割	5 割	3 割	適用不可
5 割以上，又は，全壊， 全焼，半壊，半焼，流失	10 割	7 割	5 割	

ウ 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受ける者に対して本減免を適用する場合は，非自発的失業者負担軽減措置適用後の保険料に対して減免を適用するものとする。

(3) 低所得世帯

ア 被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみについて減免を行うこととし，所得割額は減免を行わない。

イ 減免額は、その世帯にかかる被保険者均等割額及び世帯別平等割額に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。

ただし、当該年度において低所得世帯にかかる減額措置を受ける世帯に重複してこの減免を適用する際には、計算上の減免額から条例第18条の2に基づいて減額される金額を控除した額を減免する（控除した額が0またはマイナスの場合は減免を適用しない。）。

所得金額の区分	被保険者均等割額	世帯別平等割額
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割	5割
43万円+被保険者及び特定同一世帯所属者数×29.5万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	3割	3割
43万円+被保険者及び特定同一世帯所属者数×54万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	1.5割	1.5割

ウ 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等の属する世帯の減免率は被保険者均等割額および世帯別平等割額ともに、次の計算式により求めた割合（1割未満の端数は1割に切り上げる）とする。

（「非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けた保険料」－「非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに被保険者均等割額及び世帯別平等割額に次の表に掲げる区分に従い、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免した場合の計算保険料」）÷「非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けた保険料の均等割額＋同平等割額」

(4) 一部負担金減免世帯

ア 一部負担金を減額または免除された世帯は、保険料のすべての区分（所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額）について減免を行う。

イ 所得割額の減免額は、その世帯にかかる所得割額に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。

減 免 区 分	減 免 率
一部負担金免除	5割
一部負担金減額	3割

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減免額は、その世帯にかかる被保険者均等割額及び世帯別平等割額に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。

減免区分	被保険者均等割額	世帯別平等割額
一部負担金免除	5 割	5 割
一部負担金減額	3 割	3 割

(5) 法第 59 条該当者のいる世帯

法第 59 条該当者の被保険者均等割額の 10 割を減免する。ただし、世帯に属する被保険者のうち全員が法第 59 条に該当する場合は、保険料全額を免除する。

- 2 条例第 15 条第 1 項第 3 号、条例第 15 条の 10 第 1 項第 3 号に規定する特定世帯が災害世帯、低所得世帯に該当した場合の世帯別平等割の減免額の算定は、特定世帯に対する条例第 15 条第 1 項第 3 号、条例第 15 条の 10 第 1 項第 3 号に規定する世帯別平等割の半減措置の適用後の平等割額に対して適用する。
- 3 減免額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(賦課限度額世帯の減免額の算定)

第 9 条 保険料が賦課限度額に達している世帯については、次により減免を行う。

(1) 所得激減世帯

賦課限度額を適用する前の計算保険料額（算定用所得額×所得割料率＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額）から計算減免額（所得割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。また、賦課限度額を適用する前の計算保険料額から計算減免額を控除しても、なお賦課限度額を上回る世帯は減免の対象としない。

(2) 災害世帯

賦課限度額を適用した後の保険料額（賦課限度額から当該世帯の均等割額及び平等割額を控除した額を所得割額とする。）から計算減免額（所得割額×減免率＋被保険者均等割額×減免率＋世帯別平等割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。

(3) 低所得世帯

賦課限度額を適用する前の計算保険料額（算定用所得額×所得割料率＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額）から計算減免額（被保険者均等割額×減免率＋世帯別平等割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。

また、賦課限度額を適用する前の計算保険料額から計算減免額を控除しても、なお賦課限度額を上回る世帯は減免の対象としない。

(4) 一部負担金減免世帯

賦課限度額を適用する前の計算保険料額（算定用所得額×所得割料率＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額）から計算減免額（所得割額×減免率＋被保険者均等割額×減免率＋世帯別平等割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。

また、賦課限度額を適用する前の計算保険料額から計算減免額を控除しても、なお賦課限度額を上回る世帯は減免の対象としない。

(5) 法第 59 条該当者のいる世帯

賦課限度額を適用した後の保険料額から計算減免額（被保険者均等割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。ただし、世帯に属する被保険者のうち全員が法第 59 条に該当する場合は、保険料全額を免除する。

(保険料の減免期間)

第 10 条 保険料の減免は次の表に掲げる区分に従い、それぞれの期間について行うこととする。ただし、減免事由の消滅が判明しているときは、表中の「その年度末月まで」とあるのは「その事由の消滅した日の属する月の前月まで」と読み替える。

減免対象世帯	減 免 期 間
所得激減世帯	当該事由の生じた日の属する月以降その年度末月まで
災害世帯	当該事由の生じた日の属する月以降 6 カ月
低所得世帯	当該事由の生じた日の属する月以降その年度末月まで
一部負担金減免世帯	一部負担金を減免されている期間
法第 59 条該当者のいる世帯	当該事由の生じた日の属する月以降その事由の消滅した日の属する月の前月まで

(保険料の減免の取消し)

第 11 条 保険料の減免の取消しは、条例第 23 条第 4 項及び規則第 13 条の 4 第 3 項・第 16 条の規定により行うものとし、減免の申請を受けた場合には、その申請者にその取扱いを説明することとする。

- 2 保険料の減免を受けた者について、所得の回復その他事情の変化により減免の内容を変更する必要性が生じたと認める場合、又は減免を受ける理由が消滅したと認める場合は、当該内容を変更する必要性が生じた日、又は当該理由が消滅した日の属する月以降の保険料の減免の内容を変更し、又は減免を取り消す。
- 3 偽りの申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者がある場合は、当該減免を取消し、併せて当該減免により不正に免れた保険料の全額を一時に賦課徴収する。
- 4 所得激減世帯または低所得世帯として条例減免を適用している世帯が、後日、非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けることとなった場合は、減免対象世帯となるかどうかをあらためて判断し、減免対象とならない場合はすでに適用している減免を取り消し、減免対象となる場合は減免率の見直しを行う。
- 5 前 3 項の規定により保険料の減免の内容を変更し、又は減免を取消したときは、当該世帯主にその旨を通知しなければならない。

(過年度分及び滞納繰越分国民健康保険料に対する減免の適用)

第 12 条 過年度分及び滞納繰越分保険料の減免を判定する際には、実収月額の算定は、「申請日前 3 カ月」を「減免事由発生後 3 カ月」と読み替えて判定する。

- 2 過年度分及び滞納繰越分保険料の減免を判定する際には、当該異動年度分の保険料の算定において適用されるべき法令等の基準に基づいて判定する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正要綱（以下、「要綱」という。）は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 23 年度分以後の国民健康保険料（以下「保険料」という。）について適用し、平成 22 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 26 年度分以後の保険料について適用し、平成 25 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 27 年度分以後の保険料について適用し、平成 26 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 29 年度分以後の保険料について適用し、平成 28 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 30 年度分以後の保険料について適用し、平成 29 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 31 年度分以後の保険料について適用し、平成 30 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和 2 年度分以後の保険料について適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和 3 年度分以後の保険料について適用し、令和 2 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和4年度分以後の保険料について適用し、令和3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和5年度分以後の保険料について適用し、令和4年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和6年度分以後の保険料について適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

不利益処分の処分基準

処 分 名		保険料の延滞金徴収	
根拠条例・規則名		神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）	
条 項		第21条	
関係条項			
処 分 査 分 基 準	該 当 に ○	1 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。 5 処分基準は公表しておりません。	
		神戸市国民健康保険条例 第 21 条 前条の規定による督促をした場合において、保険料の納付義務者が第 17 条第 1 項、第 2 項又は第 6 項の規定による各納期限後に保険料を納付するときは、延滞金の額を加算して納付しなければならない。 2 前項の延滞金の額の計算については、神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）第 13 条（第 3 項を除く。）及び同条例附則第 3 条の規定を準用する。この場合において、同条例第 13 条第 1 項中「納期限（第 30 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項の規定による申告書に限る。）に係る税金を納付するときは、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）」とあるのは「納期限（神戸市国民健康保険条例（昭和 35 年 10 月条例第 24 号）第 21 条第 1 項の納期限をいう。以下この項において同じ。）」と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」とあるのは「当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。 3 第 1 項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、神戸市市税条例第 16 条第 2 項の規定を準用する。 4 第 1 項の延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、神戸市市税条例第 16 条第 5 項の規定を準用する。 5 第 1 項の規定により保険料の納付義務者が延滞金を保険料に加算して納付すべき場合において、保険料の納付義務者が納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでの間におけるその納付した金額の取扱いについては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 9 の 4 第 2 項の規定を準用する。	
	設定・最終変更年月日	平成 8 年 7 月 1 日設定	令和 3 年 7 月 2 9 日最終変更
作成部局・課・係名		福祉局国保年金医療課（電話322-5206）	

不利益処分の処分基準

処 分 名	一部負担金の減免の取消し		
根拠条例・規則名	神戸市国民健康保険条例施行規則（条例・規則番号：昭和35条例75）		
条 項	第 6 条第 1 項		
関係条項	第 6 条第 3 項（取消しの通知）		
処 分 査 査 基 準	該 当 に ○	1 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。 5 処分基準は公表しておりません。	
		神戸市国民健康保険条例施行規則 第 6 条 区長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合は、直ちに当該一部負担金の減免を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を一時に徴収する。 2, 3 略	
	設定・最終変更年月日	平成 8 年 7 月 1 日設定	令和 3 年 7 月 2 9 日最終変更
作成部局・課名		福祉局国保年金医療課（電話322-5206）	

不利益処分の処分基準

処 分 名		一部負担金の徴収猶予の取消し	
根拠条例・規則名		神戸市国民健康保険条例施行規則（条例・規則番号：昭和35条例75）	
条 項		第6条第2項	
関係条項		第6条第3項（取消しの通知）	
処 分 査 分 基 準	該 当 に ○	1 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。 5 処分基準は公表しておりません。	
		神戸市国民健康保険条例施行規則 第6条 略 2 区長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収する。ただし、緊急の必要がある場合を除くほか、あらかじめ当該世帯主の意見を聴取するものとする。 （1）猶予された期間内に一部負担金を支払わないとき。 （2）資力の回復その他事情の変化により徴収猶予をすることが不適當であると認めるとき。 3 略	
	設定・最終変更年月日		平成8年7月1日設定
作成部局・課名		福祉局国保年金医療課（電話322-5206）	

不利益処分の処分基準

処 分 名		保険料の徴収猶予の取消し
根拠条例・規則名		神戸市国民健康保険条例（条例・規則番号：昭和35条例24）
条 項		第22条第4項
関係条項		神戸州市税条例9条の2，地方税法15条の3
処 分 査 分 基 準	該 当 に ○	1 審査基準は以下のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。 5 処分基準は公表しておりません。
		神戸市国民健康保険条例 第22条 略 4 この条例に定めるもののほか、保険料の徴収の猶予については、神戸州市税条例第9条の2の規定の例による。 神戸州市税条例 第9条の2 法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）については、同条から第15条の3までの規定に定めるところによる。 地方税法 第15条の3 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。 一 第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。 二 第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。 三 当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が第16条第3項の規定により行つた求めに応じないとき。 四 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権（地方自治法第240条第1項に規定する債権をいう。第15条の6第2項において同じ。）に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認められるときを除く。）。 五 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。 六 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。
設定・最終変更年月日		平成8年7月1日設定 令和3年7月29日最終変更
作成部局・課・係名		福祉局国保年金医療課（電話322-5206）